



発行 あおぞら税理士法人 編集 室井 俊幸  
 〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地  
 TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711

2019年5月1日より新年号の「令和」が始まりました。  
 旧暦では5月が夏の始まりです。クールビズも5月がスタートになったように、暑い日が増えてきますので、ご自愛ください。  
 掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問い合わせください。

## 改元に伴う源泉所得税の納付書の記載のしかた



改元後においても、「平成」が印字された「源泉所得税の所得税徴収高計算書(納付書)」(以下「納付書」といいます。)を引き続き使用することができますが、記載にあたっては、次の点にご留意ください。

### 【平成】が印字された納付書の記載にあたってのお願い

○現在お持ちの納付書に印字されている「平成」の二重線による抹消や「新元号」の追加記載などにより補正をしていただく必要はありません。

○平成31年(2019年)4月1日から新元号2年(2020年)3月末日の間に納付する場合、納付書左上「年度欄」は「31」と記載してください。

【設例】納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者の方で平成31年(2019年)1月から新元号元年(2019年)6月までに支払った俸給・給与等について新元号元年(2019年)7月10日に納付する場合

【年度欄】

平成 31 年 度

【納期等の区分】

納期等の区分  
新元号  
3101  
3106  
0106

国税徴収管理資金 (納付書) 源泉所得・退職所得等の所得税徴収高計算書 領収済通知書 (記入部) 3112345678

【設例】新元号2年(2020年)2月20日に支払った俸給・給与等について新元号2年(2020年)3月10日に納付する場合

支払年月日

平成 020220

【年度欄】

平成 31 年 度

【納期等の区分】

納期等の区分  
0202

国税徴収管理資金 (納付書) 源泉所得・退職所得等の所得税徴収高計算書 領収済通知書 (記入部) 3112345678

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(納付書)以外の納付書についても、上記設例を参考に記載してください。  
 なお、上記設例は、原則的な記載方法を示したものであり、「年度欄」、「支払年月日欄」及び「納期等の区分欄」に記載いただく「年」については、新元号表記「01」を平成表記「31」と記載してご提出していただいても、有効なものとして取り扱うこととしています。  
 また、新元号が印字された納付書は、税務署で10月以降に順次お配りできる予定です。

## 税金や社会保険料の支払い遅延 延滞金を損金にできるか



国税や地方税の延滞金は損金にできませんが、社会保険料の延滞金は損金として所得から控除できます。

### Question

税金や社会保険料の納付が遅れた際に支払う延滞金は会社の損金になりますか。

### Answer

国税の延滞税や過少申告・無申告加算税、地方税法の延滞金や過少申告・無申告加算金などペナルティーの意味合いもあるお金の支払いは会社の損金にできません。駐車違反の際に支払う罰金も同様の理由で損金化の対象から外されています。しかし、社会保険料の支払いが遅れたことによる延滞金は損金にできるので、忘れずに経費に計上しましょう。

社会保険料の延滞金も加算税などと同様にペナルティーの意味合いがあるにもかかわらず、支払い分を損金にできる理由は、「法人税法55条に列挙されていない」という一点のみです。

なお、損金の額に算入できないものとして規定されている租税公課は次のとおりです。

- ・法人税、都道府県民税、市町村民税の本税
- ・各種加算税、各種加算金、延滞税、地方税の延滞金（地方税の納期限の延長に掛かる延滞金は除く）、過怠税
- ・罰金、科料、過料
- ・法人税額から控除する所得税と外国法人税

社会保険料を納付期限までに支払わなかったときの延滞金の額は、納期限から3カ月までは保険料額の2.7%、3カ月経過後は9%です。（平成30年度）

（出典：納税通信）



社会保険料支払いの資料が  
他の書類にまぎれることのないように注意！

### お仕事カレンダー

5月10日（金）	源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（4月分） 一括有期事業開始届（建設業）届出
5月31日（金）	3月決算法人の申告・納税、9月決算法人の予定納税 （前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下） 6月・9月・12月決算法人の消費税予定納税 （直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下） 自動車税の納付 都道府県の条例で定める日まで



### お仕事備忘録



1. **住民税の改定対応**・・・6月は特別徴収を行う住民税の改定月です。5月の給与計算を終え最終変更がないことを確認した上で、早めに給与計算ソフトのマスターデータ（住民税の額）を変更しておきましょう。
2. **自動車税の納付**・・・4月1日現在、自動車（軽自動車を除く乗用車やトラックなど）を保有している場合には、自動車税が課されます。自動車税は軽自動車と異なり、各都道府県に納める税金です。自動車税の納付は各自へ到達される納付書に基づき、5月中において各都道府県の条例で定める日までに納付しなければなりません。保有車両の排気量や用途などにより税額が異なりますが、一部グリーン化税制により税が軽減される場合もあります。
3. **障害者雇用納付金の申告**・・・2018年4月から2019年3月までの12ヶ月間のうち、常時雇用している労働者数が100人を超える月が5ヶ月以上ある場合、事業主は障害者雇用納付金の申告義務があります。

### 【 事業承継セミナー 】

日にち : 2019年6月11日（火）

時間 : 13:30~16:00

場所 : アオキマネジメント研修センター

参加費 : 無料

参加申し込み・お問い合わせ アオキマネジメント 事業承継セミナー事務局まで

024-944-9222

Fax024-953-7898

